

規約

デジタル社会推進政治連盟

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、デジタル社会推進政治連盟（略称「デジタル政治連盟」）と称する。

(本部)

第2条 本連盟は、本部を東京都に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、日本のデジタル化を促進し、豊かな国民生活に溢れる国を創生するために必要な政策の研究及び政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 豊かな国づくりに資するデジタル化促進のための政策研究、政策提言
- 二 政府、関係団体及び関係者との折衝
- 三 公職選挙法に基づく候補者の推薦又は支持
- 四 政治資金規正法に基づく諸事業
- 五 前各号のほか本連盟の目的達成に必要な事業

(支部)

第5条 本連盟は、必要な地域に支部を置くことができる。

第2章 会員

(会員)

第6条 本連盟の会員は次の通りとする。

- 一 本連盟の目的に賛同する個人であって、会費を拠出している者

(入会)

第7条 本連盟への入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記載のうえ、本連盟に提出し、その承認を得た場合には、会員となることができる。

(会費)

第8条 本連盟の会員は、会費を毎年本連盟に納めなければならない。

- 2 会費の額は、年額1万円（1口）とする。
- 3 会員資格を喪失した場合であっても、本連盟に拠出した会費は返還されないものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会届を本連盟に提出することにより、退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 退会届を提出したとき
- 二 死亡したとき
- 三 役員会において会員として不適當であると判断されたとき

第3章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- 一 理事の選任又は解任に関する事項
- 二 規約の変更に関する事項
- 三 その他会務に関する重要事項

(開催及び招集)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、年に一回、会長が招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に、会長が1か月以内に招集する。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、役員会においてあらかじめ指名を受けた順位で副会長が総会を招集する。
- 5 総会を招集する場合には、会長は、あらかじめ、決議する事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により、会員に通知しなければならない。

(議決権)

第14条 総会における議決権は、会員1口当たり1個とする。

(書面等による議決権の行使)

第15条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された決議事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し又は他の正会員に議決権の行使を委任することができる。

(決議)

第16条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前条に基づく議決又は委任を行った会員は、総会に出席があったものとみなす。

第4章 役員

(役員の設定)

第17条 本連盟に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 50名以内
- 三 幹事長 1名
- 四 事務局長 1名

(役員職務)

第18条 会長は、本連盟を代表し、会務を統理する。

2 副会長、幹事長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定める順位でその職務を代行する。

(役員選任)

第19条 役員は本連盟の理事から選任する。

- 2 会長は、理事会において選任する。
- 3 副会長、幹事長、事務局長は、会長が理事会から指名する。

(役員退任)

第20条 役員は、会長に対して届出をすることにより、任意で退任することができる。

- 2 役員が会員の資格を喪失したときは、役員を退任したものとみなす。

(役員任期)

第21条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員任期の始期は、総会又は理事会で選任されたときから開始し、選任された次の定時総会終結のときまでとする。

- 3 補欠の役員を選任した場合、任期は前任者の残任期間とする。

第5章 役員会

(役員会の設置及び構成)

第22条 本連盟に役員会を置く。

2 役員会は、全ての役員をもって構成する。

(権限)

第23条 役員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 本連盟の運営に関する事項
- 二 その他本連盟の重要な業務に関する事項

(開催及び招集)

第24条 役員会は、会長が必要あるときに随時招集する。

2 役員会を招集する場合には、会長は、あらかじめ会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により、役員に通知しなければならない。

(議長)

第25条 役員会の議長は会長とする。ただし、会長に事故の支障があるときは、副会長の中から議長を選出する。

(議決権)

第26条 役員会における議決権は、1人当たり1個とする。

(書面等による議決権の行使)

第27条 役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された決議事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し又は他の役員に議決権の行使を委任することができる。

(決議)

第28条 役員会の決議は、出席した役員の議決権の過半数をもって行う。

2 前条に基づく議決又は委任を行った役員は、役員会に出席があったものと見なす。

第6章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第29条 本連盟に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 理事は役員会が推薦し、本連盟総会において決定する。
- 4 任期途中でも本連盟への貢献が著しく理事に相応しい者として役員会が推薦する者については、理事会において承認することができる。

(権限)

第30条 理事会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 会長、副会長の選任及び解任
- 二 役員会の職務の監督

(開催及び招集)

第31条 理事会は、会長が必要あるときに随時招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順位で副会長が理事会を招集する。

3 理事の4分の1以上から理事会の招集の請求があった場合、会長（会長が欠けたとき又は事故があるときは、前項の指名を受けた副会長）は、理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集する場合には、会長は、あらかじめ会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により、理事に通知しなければならない。

5 前項の規定に関わらず、理事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は会長とする。ただし、会長に事故の支障があるときは、副会長の中から議長を選出する。

(議決権)

第33条 理事会における議決権は、1人当たり1個とする。

(書面等による議決権の行使)

第34条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された決議事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し又は他の理事に議決権の行使を委任することができる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、出席した理事の議決権の過半数をもって行う。
2 前条に基づく議決又は委任を行った理事は、理事会に出席があったものと見なす。

第7章 会計資産

(会計年度)

第36条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(経費)

第37条 本連盟の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

(予算及び決算の承認)

第38条 毎会計年度の予算及び決算は、役員会の承認を受けなければならない。

(寄付)

第39条 本連盟は、本連盟の目的に賛同する個人から寄附を受けることができる。

(2022年5月23日 制定)